

町有財産売却の媒介制度による媒介の流れ

揖斐川町と宅地建物取引業界の団体（以下「団体という」。）が媒介に関する協定を締結



揖斐川町は協定締結団体に対し、売却する町有地について媒介を依頼し、団体は、所属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）に媒介依頼を周知



媒介業者が買受希望者（以下「買受人」という。）を揖斐川町に紹介する場合、買受人から【町有財産売却の買受申請書及び誓約書】を受理し、【町有財産売却の媒介申請書】と併せて町へ直接持参して提出



適当と認めた場合、揖斐川町と媒介業者間で【町有財産売却の媒介に関する契約】を締結



揖斐川町と買受人が、媒介業者の立会いの下、町有財産売買契約を締結



買受人から売買代金が全額納付されたことを確認した後、揖斐川町が所有権移転登記を嘱託



所有権移転登記完了後、揖斐川町が媒介業者に連絡



媒介業者は、揖斐川町に対して【媒介報酬請求書】により媒介報酬の支払いを請求



揖斐川町が媒介業者に媒介報酬を支払